

市第98号議案

横浜市立図書館の指定管理者の指定

次のように横浜市立図書館の指定管理者を指定する。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市山内図書館	戸塚区品濃町88 1番地の16	有隣堂グループ 代表者 株式会社有隣堂 代表取締役 松信 裕 社 長	令和2年4月1日か ら令和7年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市山内図書館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

有隣堂グループの構成員

- 1 中区伊勢佐木町 1 丁目 4 番地の 1

株式会社有隣堂

代表取締役社長 松 信 裕

- 2 中区住吉町 2 丁目 22 番地

三洋装備株式会社

代表取締役社長 菅 生 龍太郎

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）